

北海道告示第10297号

北海道が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成30年4月2日

北海道知事 高橋 はるみ

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 北海道未来人財応援事業費 「輝きつづける北海道」の実現に向けて、高い志を持って様々な分野において海外で学び、未来の北海道をリードする人材を育成するため、予算の範囲内で助成金を交付する。</p>				別に指示する様式	別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部政策局総合教育推進室		
(1) 学生留学コース	「北海道海外留学事業～道産子海外留学応援プログラム～」募集要項で定める海外留学生の要件に該当する者（別記1）	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外留学等及びインターンシップに要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 海外での滞在に係る交付基準 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く）</p> <p>2 研修参加 独立行政法人日本学生支援機構の「官民協働留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」で実施する事前・事後研修</p> <p>3 海外旅費 渡航及び帰国のための旅費（1往復分の交通運賃（空港税、燃油サーチャージ含む。））</p> <p>4 授業料相当額 留学先における授業料及び登録料（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>別表2のとおり</p> <p>10分の10以内 （ただし、別表3の額を限度とする。）</p> <p>10分の10以内 （ただし、30万円を限度とする。）</p>					

		<p>港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。)</p> <p>5 地域インターンシップ旅費 インターンシップのための1往復分の交通運賃</p>	<p>10分の10以内 (ただし、5万円を限度とする。)</p>					
(2) スポーツコース	<p>北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者(別記2)</p>	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 海外での滞在に係る交付基準 海外での滞在月数(1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。)</p> <p>2 海外旅費 渡航及び帰国のための旅費(1往復分の交通運賃(空港税、燃油サーチャージ含む。))</p> <p>3 研修等受講料相当額 海外研修等の受講に必要な経費(宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。)</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>10分の10以内 (ただし、別表3の額を限度とする。)</p> <p>10分の10以内 (ただし、30万円を限度とする。)</p>					
(3) 文化芸術コース	<p>北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者(別記2)</p>	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの。ただし、1から3までの経費と4の経費は同時に対象としない。</p> <p>1 海外での滞在に係る交付基準 海外での滞在月数(1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。)</p> <p>2 海外旅費 渡航及び帰国のための旅費(1往復分の交通運賃(空港税、燃油サーチャージ含む。))</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>10分の10以内 (ただし、別表3の額を限度とする。)</p>					

		<p>))</p> <p>3 研修等受講料相当額 海外研修等の受講に必要な経費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）</p> <p>4 国際的競技会等参加費 国際的競技大会等参加に要する参加費、宿泊費、旅費</p>	<p>10分の10以内 （ただし、30万円を限度とする。）</p> <p>10分の10以内 （ただし、50万円を限度とする。）</p>					
(4) 未来の匠コース	北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者（別記2）	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの。ただし、1から3までの経費と4の経費は同時に対象としない。</p> <p>1 海外での滞在に係る交付基準 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）</p> <p>2 海外旅費 海外渡航及び帰国のための旅費（1往復分の交通運賃（空港税、燃油サーチャージ含む。））</p> <p>3 研修等受講料相当額 海外研修等の受講に必要な経費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）</p> <p>4 国際的競技会等参加費 国際的競技大会等参加に要する機材運搬費、宿泊費、旅費</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>10分の10以内 （ただし、別表3の額を限度とする。）</p> <p>10分の10以内 （ただし、30万円を限度とする。）</p> <p>10分の10以内 （ただし、150万円を限度とし、他に収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該収入金の控除</p>					

<p>2 北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業 東日本大震災による道内避難者の円滑な生活再建を支援するため、道内で避難を続ける世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>応急仮設住宅の供与終了後も道内民間賃貸住宅等で避難を継続する世帯</p>	<p>世帯が負担する家賃等</p>	<p>福島県からの避難世帯家賃等に1/3を乗じた額（上限2万円）を除いた額の1/3 上記以外の世帯1/3 （月額上限1万円）</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部地域振興局地域政策課</p>		
<p>3 道内避難者移転費支援事業 東日本大震災による道内避難者の生活基盤の確立に向け、住宅確保を支援するため、道内公営住宅への移転に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>応急仮設住宅の供与終了後に道内公営住宅へ転居し避難を継続する世帯</p>	<p>公営住宅への移転に要した経費</p>	<p>定額 （上限5万円）</p>	<p>総政第1号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部地域振興局地域政策課</p>		<p>実績報告は要しない。</p>

別記

- 1 日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生
 - (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の「官民協働留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」（以下「トビタテ！留学JAPAN」という。）で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラムの、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
 - (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
 - (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
 - (4) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
 - (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
 - (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
 - (7) 平成30年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
 - (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生。なお、日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）（大学院学位取得型）との併給は認めない。
 - (9) トビタテ！留学JAPANの第1～8期派遣留学生でない学生
 - (10) トビタテ！留学JAPANの平成30年度後期（第9期）の他のコース（理系分野、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）に応募していない学生及び平成30年度（第4期）高校生コースに応募していない学生（既に上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生
 - (11) 北海道創生・海外留学支援協議会に加盟している北海道の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（3年次以上）、専修学校（専門課程）に在籍する学生
 - (12) 将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を有する学生
- 2 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者で、次に掲げる要件を全て満たす者
 - (1) 平成30年4月1日現在の年齢が満18歳以上満39歳以下であること。
 - (2) 海外での活動等に必要な査証を確実に取得できること。
 - (3) 本事業により助成を受ける海外での活動等の経費について、他団体等からの助成金を重複して受給していないこと。
 - (4) 申請者本人または申請者と同一家計の家計支持者（父母等の保護者）の収入（独立して生計している者は申請者本人の収入、申請者が扶養されている場合は同一家計の家計支持者の収入）が独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たすこと。

- (5) 本道市町村の住民基本台帳に登録され、またはその他の方法で現に北海道内に居住する事実が証明できること。
- (6) 海外での活動等の受入先等が求める語学力を有するなど海外での活動等に堪えられる語学力を有すること。
- (7) 海外での活動等の受入先等が確保されていることが証明できること。
- (8) 申請時の事業計画において、海外活動等後（帰国後）、道内で就職・就業または活動等を行う予定としていた者は、特別な事情がある場合を除き、帰国後3年間、道内に居住すること。
- (9) 本事業により海外で活動中の者、申請時の事業計画において海外活動等後（帰国後）、海外で活動するとしていた者であって海外で活動中の者及び上記(8)の短期的、一時的に本道を離れる者については、原則として、居住地において、本道の魅力等を周知する「北海道特派員」として活動することとし、道が求める都度、活動内容等を報告していただくこととします。

別表1

交付基準	区 分	交付基本額
海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）	甲地区 （北米、シンガポール、欧州（※次の地域を除く。）、中近東）	160,000円／月
	乙地区 （アジア（シンガポールを除く。）、大洋州、中南米、アフリカ及び甲地区以外）	120,000円／月

※（除く地域） アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア（旧グルジア）、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

別表2

交付基準	区 分	交付基本額	
トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムで行われる全国の事前・事後研修参加	関東地区開催の場合	前泊なし	50,000円
		前泊あり	54,000円
	関西地区開催の場合	前泊なし	60,000円
		前泊あり	64,000円

別表3

渡航先	限度額
アジア地域 （アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス）	100,000円
上記以外の地域	200,000円